令和6年度道徳教育全体計画

諸法規

・日本国憲法
・教育基本法
・学校教育法
・学習指導要領
・学校教育方針

校訓

誠実　　勤勉　　協和

学校の教育目標

1「農業科」「食品技術科」「総合学科」の特色を生かし、生徒一人一人の能力を引き出し、個性の伸長を図る教育を行う。
2生徒一人一人の基本的生活習慣を確立し、自信のある行動をとれる人材を育成する。
3生徒一人一人の進路希望に応じた指導体制を確立し、生徒全員の進　路実現を目指す。
4地域と連携して地域社会の信頼に立脚し、将来にわたり学校を充実発展させる。

生徒の実態

本校は、農村部に囲まれているためか、生徒自身のんびりしている傾向がある。性格は純朴であるが、基本的生活習慣の確立を、さらに向上させる必要性がある。
進路状況は大学・短大進学，専門学校進学、就職がそれぞれ3分の1の割合と多様化している。

保護者の願い

学力はもちろん、社会人として立派に通用する責任感・忍耐力、また思いやりの心情を持つこと。

道徳教育重点目標

1　良心に従って正しく判断し、責任ある行動がとれる。
2　相手の立場を尊重し、協力しながら連帯感を養う。
3　自己実現、より良い社会実現の為、勤労の意義を理解し、責任取ることにより、心情を積極的に行動できる。
4　郷土の先人の生き方を学び、郷土愛を深める。

地域の実態

農村地域でありおおらかな雰囲気がする。東部に海岸、南部に北浦，そして豊かな自然に囲まれ環境に恵まれている。

各教科・科目

国語	様々な文章から、筆者の考え・登場人物の心情を読み取ることにより、心情を豊かにし、人としての在り方・生き方および、他者や社会との関わり方を考えさせる。
地歴	社会的・歴史的事象を正確に判断し、公平・公正な態度を養う。
公民	現代社会の問題を通して、お互いが安心して生活できる社会の実現を考えようとする態度を養う。
数学	数学的な見方や考え方の良さを活用し、社会人として論理的思考力を身につけさせる。
理科	科学や自然に対する関心や知識を高めるとともに、人間との係わりについての理解を深め、科学的な自然観を育成する。
保体	健康や安全などの知識や、様々な運動の実践を通して、生涯に渡って運動に親しむ資質や能力を育てる。また、体力だけでなく、個々の能力の向上を図り、明るく豊かな生活が送れる態度を育てる。
芸術	芸術の幅広い活動を通して生涯に渡って芸術を愛する心情を養うと共に、情操豊かな人間の形成に努める。
外国語	他国の人々と交流を図ろうとする積極的態度を育成し、コミュニケーション能力の向上を目指す。
家庭	家族の人間関係や家庭の機能・在り方を理解し、変化する社会の中で、課題を主体的に解決し、生活していく実践的な知識・技術を身につける。
情報	情報化社会でのものの見方や考え方を養う。
商業	商業の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、ビジネスに対する望ましい心構えを身につけさせ、モラル・マナーなどの道徳観の育成に努める。
福祉	福祉に関する体験的な学習を通して、総合的な知識技術を習得し、専門職としての倫理観や人間性の育成に努める。
農業	農作業や食品の取り扱いを通し、生命や食の大切さを学ぶことで、生命観や倫理観、勤労観や公徳心を醸成する。

総合的な探究の時間

「道徳」（第1学年）

基本的な生活習慣の確立を基本とし、学校生活全般において、様々な学校行事などにおいても、協力する大切さ，互いの「個」の尊重、ひたむきさの大切さなどを学ぶ機会としてとらえていく。

・進路講話により、生徒各自の進路に対する意識を高めるとともに、日常の学習活動の重要性を認識させる。
・卒業生座談会により、各方面での活躍状況を知り、努力することの大切さを感じさせる。
・社会人講演会を開催し、人として大切な生き方を学ぶ。

特別活動

ホームルーム活動（第2学年以降）

（2学年・年次）
・中堅学年としての自覚を持ち、社会性を伸ばした生徒の育成。
・修学旅行などの行事を通して、社会の規範が分かり、また自分の個性や能力を伸ばす生徒の育成。
（3学年・年次）
・ホームルーム活動を通して、社会人として生きていくための知識やマナーを身につけた生徒の育成。
・一人一人の生徒が自らの在り方・生き方を考え、主体的に進路選択ができる生徒の育成。

・生徒会が中心になり、学校生活の充実や改善。
・向上を図ろうとする自主的・実践的な態度を育てる。
・学校行事のボランティア活動など社会奉仕に係わる体験活動で公共心や社会貢献の精神を養う。

生徒指導

・基本的な生活習慣を身につけさせる。
・服装・頭髪をきちんとさせる。
・電車内をはじめ公共の場でのマナーを向上させる。
・問題行動の早期発見に努め、家庭や地域との連携を図ることにより未然防止や適切な指導が行える体制を作る。

家庭との連携

・PTA総会
・三者面談により、学校での学習・生活の様子、また進路希望等について保護者を交えた話し合いを行い、指導の円滑化を図る。
・教育月間中、授業を公開し、保護者のより積極的関心を得る。

地域社会との連携

・学校・家庭・地域社会の連携を密にし、協力体制を維持する。
・学校に組織される団体（PTA、後援会、同窓会）の協力体制のもとに各団体の活動の中で保護者と連携を図ることにより、保護者の興味関心を学校へ向けさせる。